

しんぶん赤旗の報道を紹介します。

しんぶん赤旗 7月31日 報道

## 地裁支部判決

# 原発事故は防げた

## 福島・津島訴訟 国・東電の責任認める

東京電力福島第一原発事故で帰還困難区域に指定された福島県浪江町津島地区の住民640人が国と東電に対し、除染による原状回



「勝訴」の垂れ幕をかかげる原告  
・弁護団＝30日、福島県郡山市

復と、ふるさとを奪われたことへの精神的慰謝料など計約265億円の支払いを求めた訴訟の判決が30日、福島地裁郡山支部（佐々木健二裁判長）でありました。佐々木裁判長は国と東電の責任を認め、総額計約10億円の支払いを命じました。一方、除染による原状回復請求は退けました。判決後、原告らは「ふるさとを取り戻す足場を築けた」と力を込めました。↓関連画面

同種の集団訴訟は全国で約30。国の責任を争った17件の一審判決で国の責任を認めたのは9件目になります。判決は、2002年7月に国の機関が公表した、三陸沖から福島県沖を含む房総沖の海溝寄りの地震予測「長期評価」について「相応な信用性を有する知見」と認定。国に対し、長期評価をもとに津波の算出を東電に命じていけば、同年に

福島第一原発の敷地高を超える津波が到来する危険性を予見できたと判断。06年には福島第一原発が津波に対する脆弱性を国も認識できたとし、安全性確保のための規制権限を行使しなかったのは「著しく合理性を欠き、違法である」と断罪しました。国が津波対策を東電に命じていけば電源車の配備や水密扉設置などで「事故は回避できた」と認めました。損害賠償では、避難を余儀なくされ、人と人の結びつきや豊かな自然から切り離され、日常生活で経験しない被ばくへの不安、長期間にわたる帰還困難区域の指定などからすれば、原告の慰謝料は東電から支払われた慰謝料額では不十分と指摘。一方、同地区全域の放射線量低下を求める訴えは「不適法」とし、放射線量低下の義務があることの確認を求める訴えとともに退けました。

2021年7月31日（土曜日）

国の責任をめぐる原発避難者訴訟の判決

※○は国の責任を認める、×は認めず

地裁判決			高裁判決				
2017年	3月	前橋	○	⇒	21年1月	東京	×
	9月	千葉	×	⇒	2月	東京	○
	10月	福島	○	⇒	20年9月	仙台	○
18年	3月	京都	○				
	同	東京	○				
19年	2月	横浜	○				
	3月	千葉	×				
	同	松山	×				
	8月	名古屋	×				
	12月	山形	×				
20年	3月	札幌	○				
	6月	福岡	×				
	8月	仙台	×				
	10月	東京	×				
21年	3月	福島	○				
	6月	新潟	×				
	7月	福島	○				

# 古里取り戻す足場築いた

## 福島原告ら 勝利まで頑張る

### 地裁郡山支部

東京電力福島第一原発事故に伴い帰還困難区域に指定された福島県浪江町津島地区の住民（640人）が、国と東電を相手に訴えた訴訟。30日、福島地裁郡山支部の前には、原告の一人、三瓶春江さんは「私たちがやってきたことが分かってもらえた。悪い結果

にはならないと思ってきました。いい結果になりましたが、原告回復が認められなかったことで、私たちは古里に帰れないままです」と判決の不十分さを悔やみます。

法廷で判決を聞いた原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員の伊東達也さん。「原告の全員が帰還困難区域の住民です。国と東電の責任を断罪しなことは大きいです。『中間指針』では不十分だったことは良かった。東電は『払います』と主張して

いるが、これを否定している。大きな意義を持つ。私たちが勝ち取った成果だ」と述べています。

早川篤雄・避難者訴訟原告団長は「大変うれしい。全国のたたく仲間と勝ち取った成果です。これまで以上団結してたたかいぬきたい」と語っています。

原告の馬場績さんは「古里を取り戻す足場を築いた判決だ。これからも全国の支援を受けながら勝利するまで頑張る」と決意を述べました。